秋田県災害時交通マネジメント検討会
規約

（名称）

第１条　本会は、「秋田県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」と称する。

（目的）

第２条　検討会は、大規模災害などにより幹線道路や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合に起こる幹線道路等の渋滞緩和を図るため、交通マネジメントおよび交通需要マネジメントからなる包括的な施策の検討・調整等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第３条　検討会は次の事項について、検討及び調整、検証を行う。

１）　交通マネジメント施策の検討

２）　交通マネジメント施策の実施に係る関係機関協議との調整

３）　交通マネジメント施策の実施結果の検証

４）　その他、必要な事項

（組織）

第４条　本検討会は、別紙に掲げる委員等により構成する。

また、必要に応じ、市町村、公共交通事業者等の関係者の出席を求めることができるものとする。

（会長）

第５条　検討会には会長を置く。

１）　会長は、東北地方整備局 秋田河川国道事務所長とする。

２）　会長は検討会を統括、招集する。

３）　会長は被災地域、被災状況に応じて、湯沢河川国道事務所長又は能代河川国道事務所長へ変更することができるものとする。

（事務局）

第６条　検討会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

事務局は東北地方整備局 道路部 道路計画第二課、秋田河川国道事務所 調査課、湯沢河川国道事務所　調査課、能代河川国道事務所　調査課に置く。

（開催）

第７条　検討会は、検討会委員又は自治体からの要請により会長の判断により開催するものとする。

（その他）

第８条　この規約に定めのない事項、疑義が生じた場合は検討会の承認を得て定めるものとする。

附則　　この規約は、令和６年９月１０日から施行する。